

ポイント

所得税は手厚い控除により「空洞化」が深刻。財源調達や所得再分配などの機能回復急務。給付付き税額控除や共通番号の導入も重要

佐藤 主光 一橋大学教授

1月24日にまとまった2013年度税制改正大綱の主な改正点としては、15年からの富裕層に対する所得税の増税が挙げられる。具体的には課税所得4千万円超を対象に、最高税率が現行の40%から45%に引き上げられる。

わが国の所得税は、給与・事業所得や年金などへの総合課税と、利子・配当など金融所得の分離課税に大きく分けられる。今回の改正は前者の税率構造の見直しにあたる。総合課税では原則、給与な

得税の残された課題と再構築の在り方について述べたい。

たとえ最高税率を45%に引き上げても大きな税収増は見

経済教室

税制改正大綱 残された課題①

所得税「広く薄い課税」に

ど課税対象となる収入から各種控除を差し引いて課税所得を算出し、これに累進的に課税をする。ここでいう累進的とは、課税所得をいくつかの所得区分(ブラケット、現行6区分)に分け、高い課税所得の区分ほど高い税率(限界税率という)を適用することを目指す。現在の最高税率40%は課税所得1800万円超の区分に課せられている。

込めない。増収額は600億円に満たないとみられ、現行の所得税収(11年度は13・5兆円)の0・5%にも届かない。ここに所得税の「空洞化」の問題がある。



ベイスの狭さだ。こうした状況で累進性を高めても、狭く偏重した課税のままになる。筆者は、この課税ベースの拡大が急務だと考える。具体的には、生命保険料控除などの政策的控除や社会保険料控除を廃止もしくは縮減するとともに、基礎控除・配偶者控除などの人的控除および給与所得控除も必要最小限に抑えることが必要である。

各種控除、廃止・縮減を

世代間・世代内の公平カギ

の総合課税の対象となる収入が約250兆円に対し、所得控除後の課税所得(課税ベース)は約110兆円にすぎない(図参照)。

つまり、すべての課税所得に対する税率を一律1%上げても、税収の増加は1・1兆円程度にとどまるということだ。これは消費税1%あたりの税収(約2兆5千億円)の半分以下にすぎない。所得税の財源調達機能を損なってきたのは、最高税率よりも課税

幅に見直す必要がある。社会保障と税の一体改革では、社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税の増税となった。しかし、所得税においては世代間の負担の公平が図られていないことが問題だ。その一因は公的年金等控除などによ

社会の高齢化など新しい経済環境に適応するとともに、経済の成長を支えるためにも、一部の所得層や世代に偏った課税から「広く薄い課税」への転換が必要である。まず、政治的配慮を除いた広い課税は、世代間・世代内の公平にかなうだろう。また、税率の水準を抑えた薄い課税は、投資や勤労の誘因を阻害しない。そして、給付付き税額控除は低所得の勤労世帯への新たなセーフティネット(安全網)になる。

課税ベースの拡大は単なる増収が目的ではない。むしろその狙いは、給与所得控除や公的年金等控除の内にある政策的(政治的)配慮を是正して、課税所得の定義を客観的・経済合理的にすることにあり、そのために所得控除は実態に即した水準でなければならぬ。様々な政策目的のために改正し続けた結果、制度が複雑化している状況を解消することにもつながる。仮に経済合理性に即した(少なくとも、それに近い)課税所得を定義できれば、

再分配の観点からみると、最高税率の引き上げは必ずしも再分配機能の回復にはつながらない。第一に、富裕層からの所得税が低所得層に所得移転されなければ再分配は完結しない。課税の強化と併せて、後述する給付付き税額控除のような所得移転の充実に求められる。第二に、所得控除は高所得者に有利に働くことがある。例えば課税所得から10万円を差し引く所得控除では、限界税率10%の納税者ならば1万円円の減税にすぎないが、最高税率40%の所得区分にあたる納税者にとっては4万円円の減税になる。概して所得控除は課税の累進性を弱める。一方、納税金額から定額を差し引く税額控除であれば、減税額は課税所得によらず一定となる。所得控除から税額控除へ移行することで、課税ベースの拡大により財源調達機能が確保するとともに、再分配機能を高めることが可能になる。こうした移行は諸外国でもみられる。例えばオランダでは、所得税改革(01年)で既存の所得控除をすべて税額控除に改編した。さらに給付付き税額控除の導入により、課税最低限以下の低所得者に対して税額控除ができない分を給付すれば、所得税制の枠内で再分配は完結する。給付付き税額控除は消費税の逆進性対策だけでなく、若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援にも効果が期待できる。